

平成 26 年度第 1 回尼崎市環境審議会 議事概要

日時：平成 26 年 12 月 22 日（月） 午後 4 時から午後 5 時 45 分まで

場所：市政情報センター ホール 1

出席委員：16 人

傍聴者：2 人

開会

事務局：

委員の更新があったため、会長・副会長が選出されるまでの間、事務局で進行をさせていただきます。

- ・定足数の確認
- ・委員紹介
- ・部長あいさつ
- ・資料確認

議事

議題 1 会長・副会長の選出について

事務局：

今回は、委員の更新後の第 1 回目の審議会ですので、まず、尼崎市環境審議会条例第 5 条に基づき、会長・副会長の選出をお願いすることになります。選出につきましては、条例では互選となっておりますが、委員のどなたか、推薦等のご意見はありますでしょうか。

特にないようでしたら、僭越ではございますが、事務局からご提案をさせていただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

委員一同：

異議なし

事務局：

ありがとうございます。

それでは、事務局からご提案させていただきます。会長につきましては、昨年度の尼崎市環境基本計画の策定において、審議会の円滑な運営にご尽力いただきました東海委員に引き続きお願いしたいと考えております。また、副会長につきましては、来年度に中間評価を行うことになっております一般廃棄物処理基本計画の策定にご尽力いただきました中野委員に引き続きお願い

したいと考えております。

皆さま、いかがでしょうか。

委員一同：

異議なし

事務局：

異議なしとのことですので、まず、東海委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

東海委員：

ありがとうございます。お引き受けさせていただきます。皆さまのご協力を賜りながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：

次に、中野委員をお引き受けいただけますでしょうか。

中野委員：

皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：

ありがとうございます。

それでは、次の議題へ移りたいと思っております。

ここからの議事進行につきましては、当審議会条例第 6 条に会長が議長となるとありますので、会長をお願いしたいと思います。東海会長よろしくよろしくお願いいたします。

議題 2 平成 25 年度の環境に関する取組状況について

会長：

はい。それでは、次の議題に入りたいと思っております。

引き続き、お手元の次第に沿って進めてまいります。

2 つ目の議題であります平成 25 年度の環境に関する取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

はい。では、資料 1、資料 2、資料 3 を用いてご説明させていただきます。

まず、資料 1 をご覧ください。本市における環境の状況につきましては、本市の環境白書にあたる「尼崎の環境」において毎年とりまとめ、冊子として発行しておりますが、この度、構成や内容等の見直しを図っておりますので、まずは、資料 1 に基づき「尼崎の環境」の概要や見直し等についてご説明いたします。

【資料 1 の説明】

実際に見直しを図りました「尼崎の環境」は、資料 2 の「尼崎の環境 平成 26 年度版」(案) となります。本冊子は内容が非常に多くなっているため、本日は、内容を要約・抜粋した資料 3 の「平成 25 年度の環境に関する取組状況について」に基づき、平成 25 年度の環境に関する取組状況を、尼崎市環境基本計画の目標ごとに、ご説明させていただきます。

【資料 3 に基づき尼崎市環境基本計画の概要と目標 1 に関する取組の説明】

会長：

目標 1 に関する取組状況についてご説明をいただきましたが、何かご質問、ご助言等はありませんでしょうか。

委員：

資料 3 の p2 にある二酸化炭素排出量の推移に関するグラフであるが、電力排出係数の影響を受けているような動きとなっており、市の努力の結果が見えない状況となっている。資料に掲載されている図については確かに現状を示しているものであると思うが、市の努力が見られるような工夫をしてはどうか。

事務局：

本市は平成 25 年 3 月に環境モデル都市に選定されており、環境モデル都市としての取組については 1990 年を基準年として、電力排出係数を固定して推移を追っている。本市は産業都市であり電力排出係数については排出量に大きな影響を与えている。見せ方については工夫の余地があると思う。

また、電力排出係数以外にも、経済変動の影響もあると考えられる。

会長：

見せ方については工夫を検討してください。

委員：

資料 3 の p3 にある省エネ啓発機器の貸し出しについては、市民はこのような制度があるの

を知らないのではないか。どのぐらいの貸し出しがあったのかなど教えてもらいたい。

事務局：

平成 25 年度の実績としては 10 件満たないところである。PR についてもホームページや市報等で周知を図っているがうまくいっていないのが現状である。

また、今年度からは、あまがさき環境オープンカレッジに貸し出し業務を委託している。今後ともこういった機器が利用されるような環境づくりに努めていきたいと考えている。

委員：

こういった意識に訴えかけるものについては、広く周知すべきであり、支所などにも置いてみてはどうか。

事務局：

PR 方法については考えていきたい。

会長：

他に何かありますでしょうか。

ないようでしたら、次へいきます。事務局から目標 2 の取組状況について説明をお願いします。

【目標 2 に関する取組の説明】

会長：

目標 2 について、ご質問やご助言はありますでしょうか。

委員：

貴重なデータをお示しいただいていると思う。

ごみの排出量は人口で変わってくるだろうと思うが、資料 2 の資料編 p4 ではクリーンセンターへの搬入量が減っていることが示されている。減った搬入量はどのようになっているのか。減った分が紙類・衣類の日や資源集団回収運動として回収され、リサイクルされているのであれば、帳尻が合うと思うがどうか。

事務局：

全体的に減っているというのは確かに人口の減少の影響もあるが、インターネットの普及等により新聞や雑誌などの紙類は減少傾向にあることが組成分析によってわかっており、これらのことが排出量の減少の要因としてあると考えている。

委員：

回収日が減ったことについては市民からクレーム等は寄せられていないのか。

事務局：

夏場についてはご意見をいただいている。

近畿圏で、週3回の回収を行っているところはあまりなく、分別等を行ってもらい1回に出すごみ量を減らしてもらいたいというのが考え方である。

委員：

夏場の生ごみは対応が難しいのでは。

事務局：

難しい。

生ごみの水分をしっかりと切ってもらうなど、市民の皆さまにはご協力をいただいている。

会長：

回収された古紙は資料2の本編p19にある「エコあま君ロール」になっているのか。

事務局：

「エコあま君ロール」は、事業系の古紙を対象としている。

委員：

古紙回収業はどのくらい有効に機能しているのか。

事務局：

いわゆる、ちりがみ交換的なもののことか。

委員：

そうである。

事務局：

古紙回収業者による回収分についてはデータとしては出てこない。

事務局：

本市では、紙類等の資源ごみについては、業者と協定を結び回収を行っており、協定を結んだ業者の回収量はデータとして把握できる。

会長：

データを出していくのが難しい部分もあるかと思うが、目標を達成していくためには必要となると考えられる。今後、わかりやすいような見せ方を検討していただければと思う。

事務局：

はい。

会長：

他に何かありますでしょうか。

ないようでしたら、次へいきます。事務局から目標 3 の取組状況について説明をお願いいたします。

【目標 3 に関する取組の説明】

委員：

水質の調査地点は決まっているのか。

事務局：

決まっている。定点調査である。

委員：

資料 2 の資料編 p9 に示されている地下水の環境基準の達成状況について、2 つの項目で 100 %でないところがあるが、同じ地点なのか。

事務局：

資料 2 の資料編 p36 を見てもらいたい。地点としては、0146 で塩化ビニルモノマーが、0147 でテトラクロロエチレンが超過しており、2 地点は別の地点である。

委員：

資料 2 の本編 p24 にある「環境レーン」についてであるが、利用者の協力状況なども含めて効果の検証を行う予定はあるのか。特に振動については、一番歩道側のレーンを通行しないことで、劇的に改善されるのではないかと思う。

また、いつごろから開始された取組なのか。

事務局：

環境レーンの取組自体は国道での取組であり、市ではどのように進められているのか詳細は把

握していない。国土交通省では効果の検証を行っているかもしれない。

今後も情報を集めていく。

委員：

資料 2 の資料編 p36 にある地下水の環境基準の達成状況についてであるが、塩化ビニルモノマーはポリマーの合成工場で利用されており、テトラクロロエチレンはドライクリーニング屋で利用されているものだと思うがどうか。そういう理解でよいか。

事務局：

規制が行われる前の金属製品の脱脂を行う過程で、塩素系の溶剤を使っていたように記憶しているが。

委員：

そういった過程では、トリクロロエチレンは使うかもしれないが、テトラクロロエチレンは利用されていないのではないかと。

事務局：

ドライクリーニング屋でのテトラクロロエチレンの使用が影響しているかもしれない。

会長：

他に何かありますでしょうか。

ないようでしたら、次へいきます。事務局から目標 4 の取組状況について説明をお願いします。

【目標 4 に関する取組の説明】

委員：

工場緑化面積が平成 23 年度をピークに減少しているのは、工場の減少に伴うものか。

事務局：

そうである。

委員：

水生生物調査については掲載されており、緑については尼崎 21 世紀の森を中心に掲載されている。

猪名川自然林や佐璞丘などでは住民が外来種の除去を行っている。戸ノ内の豆島にも外来種が繁茂しており、それらを除去し、ムクノキなどを植える取組が行われている。

こういった部分についても触れてはどうか。

事務局：

猪名川自然林に関するものとしては、「自然と文化の森構想」として資料 2 の本編 p35 で「自然と文化の森構想の推進」として触れているが、個別に植樹の話などについては触れていない。市民との協働については目標 6 でも触れている。

事務局：

豆島については、資料 2 の本編 p53 で連携講座として触れられている。

委員：

お伝えしたのは案であるので、また、検討してもらえればよい。

委員：

尼崎 21 世紀の森の事業については、兵庫県の事業であるため、掲載がしにくい部分があるかと思う。本来は、尼崎市の生物多様性の状況を分析し、生物多様性地域戦略などを策定するのが望ましいと考えるが、とりあえずは、市内で取り組まれていることを掲載していくことが必要である。

尼崎市環境基本計画では、市民、事業者、市の 3 者が協力して取り組んでいくこととされているため、市が行った取組を中心とした記載だけではなく、市民や事業者が主体となって取り組んでいるものについては、各主体が中心となって実施した旨を掲載すべきである。

事務局：

冊子の内容は平成 25 年度の内容であり、現在、運用されている尼崎市環境基本計画に基づく取組ではない。今後、検討していく。

事務局：

今年 7 月に、「尼崎市緑の基本計画」を、緑の量を増やしていく計画から、緑の質を高める計画として改定し、「関わる」、「活かす」、「守り育てる」、「工夫してつくる」の 4 つの基本方針に基づき運用している。この計画の中で、「守り育てる」取組として、生物多様性についても記載しており、「尼崎市環境基本計画」と連動しながら取組を進めていくこととしている。

会長：

本来は、どこかで一本化して進められればいいと思うが。

事務局：

整理を行いたいと思う。

会長：

他に何かありますでしょうか。

ないようでしたら、次へいきます。事務局から目標 5 の取組状況について説明をお願いします。

【目標 5 に関する取組の説明】

会長：

資料 2 の本編 p46 にある「あまがさき ECO 事業促進貸付」については、利用が 1 件ということであるが、例えば、この年度から始めたために、PR 不足が原因か。なぜ、1 件となっているのかその背景等も示した方がよいのではないか。

事務局：

本日は、事業を所管している部署が出席していないため、背景等については把握できていない。

会長：

他に何かありますでしょうか。

ないようでしたら、次へいきます。事務局から目標 6 の取組状況について説明をお願いします。

【目標 6 に関する取組の説明】

委員：

あまがさき環境オープンカレッジを中心に説明がなされているが、教育委員会の関係としては、成良中学校は環境学習では全国に名を馳せており、国土交通省からの賞を受賞したりしている。そういった部分も発信できればいいと思う。また、高校教育なども同様である。シティプロモーションの観点からも何か取組例があればしっかりと PR していけばいいと思う。

委員：

環境教育などについては出前講座などで身近なところでやるのもよいのではないか。

事務局：

現在は、あまがさき環境オープンカレッジを中心に行っている。各団体の取組を把握しネット

ワーク化を進めている状況である。

委員：

武庫地区では、魚も増えてきている。

事務局：

河川等については市外ともつながっており、他市との連携についても検討していきたいと考えている。

委員：

市民との活動については多数の取組があることがわかるが、市民と企業との連携についてはないのか。

事務局：

行政と事業者とは環境保全協定を締結しているなど一定の取組があるが、市民と事業者の協力による取組を進めていくというのは課題である。また、このような中で、今年度についてはエコな取組を行っている工場の見学会を行うことを考えており、こういったことを通じて市民と事業者のネットワーク化に繋げていきたいと考えている。

会長：

議題 2 の全体を通じて何かありますでしょうか。

委員：

目標 3 について、ダイオキシンは環境基準の達成率が 100 % となっているとともに焼却炉などについては、温度管理やフィルターの設置等により対策が行われており問題はないと思う。

アスベストについても資料 2 の本編に記載した方がよいのではないかと。

事務局：

アスベストについては、資料 2 の本編 p25 に掲載している。

委員：

要約版である資料 3 についてもアスベストについては掲載した方がよいのではないかと。

事務局：

資料 3 については、今回の審議会を開催するにあたって資料 2 を要約したものであり、資料 3 自体が発行されたりするものではないが、工夫したい。

委員：

資料 2 の本編 p10 にある太陽光発電設備導入に係る固定資産税の課税免除制度については、6 件しかなかったのか。6 件以上の申請があったが、審査の過程で 6 件となったのか。

事務局：

認定を受けるには、産業用であることや規模などについても条件があり、6 件の申請があり認定を受けている。

委員：

固定資産税が免除されれば、導入をしようとする事業者は増えると思う。

事務局：

ここでの固定資産税の免除については、建物全体ではなく、導入した設備についてである。色々な条件はあるが、制度については一定の利用があったと考えている。

委員：

細かいことをいうようであるが、和暦と西暦が混在しているので、どちらかに統一した方がよい。

事務局：

精査する。

会長：

議題 2 について全体を通じて何かありますでしょうか。

今回の意見等を踏まえ、最終的な整理を行っていただければと思います。

次の議題に移ります。

議題 3 大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準の一部改正について

会長：

3 つ目の議題であります「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準の一部改正について」です。3 つ目の議題については、事務局からの報告となっています。説明をお願いいたします。

事務局：

はい。それでは資料 4 に沿ってご報告させていただきます。

【資料 4 の説明】

事務局：

今後、今回のように人の健康の保護に関する項目については、国の環境基準が改正されるたびに市の環境上の基準を改正するということでは、国の改正に迅速に対応できないため、人の健康の保護に関する項目で環境基準と同じ基準値を設定している項目については、次回の改正を機に表現を改め、「環境基準値と同様とする」との旨の表現に改めたいと考えております。

こうすることによって、環境基準が改正された時には、本市の環境上の基準も自動的に改正されることとなります。

事務局：

今回の改正は、国の環境基準が改正されたことに伴い、本市の条例に規定されている環境上の基準を改正するものです。

会長：

何かありますでしょうか。

ないようでしたら、本日の議題についてはこれで全て終えたこととなります。

事務局：

これまではデータ集であった「尼崎の環境」については、今後は尼崎市環境基本計画のPDCAサイクルをまわしていくということに使っていくこととなります。

今回が初めての試みであるため、後日でも結構ですので、ご意見をいただければと考えています。

開催時期についても、もう少し早くし、いただきました意見を予算や事業に反映できればと考えております。

委員：

今日の資料の説明だと、目標ごとに個別に説明していただいたのですが、環境政策というのは、もう少し横断的であって、協働的であるべきだと思います。

今日の資料だけ見ると、とても縦割りに見えてしまうので、それぞれの政策が互いに関連し合っていて一体的に進めているのがわかるような見せ方もあるのではないかと思う。

事務局：

検討します。

会長：

予定より若干早いですが、これで終わりたいと思います。

事務局から何かありますでしょうか。

事務局：

今日いただきました意見を踏まえ、「尼崎の環境」を発行したいと思います。

来年度の開催予定ですが、「尼崎の環境」についてはもう少し早く審議を行っていただくとともに、「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」については、策定から5年が経ち、中堅評価を行うこととなっておりますので、委員の皆さまにおかれましてはご協力のほどよろしく願いいたします。

会長：

他に何かありますでしょうか。

ないようでしたら、これで終わります。

以 上